



高校生・大学生等への生活応援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減する取り組みの一つとして、高校生・大学生等を扶養している方に対し学生生活応援給付金を支給します。

1. 給付の対象となる学生は下記の学校に在学している方です。(学生は町外在住でもかまいません)

- 高校生等：学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3 学年）
専修学校（高等専修学校）
- 大学生等：学校教育法に規定する大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（4～5 学年）
専修学校（専門学校）

2. 給付金の額

- 高校生等：1人当たり50,000円
 - 大学生等：1人当たり100,000円
- ※1人1回限りの給付です。



3. 給付金交付対象者

対象となる学生を扶養している方で、吉備中央町に住所を有し、かつ居住している方。

4. 生活応援給付金の申請方法

◇次の書類①②を吉備中央町教育委員会事務局教育総務班に提出してください。
記入例を見てご記入ください。

① 吉備中央町学生生活応援給付金交付申請書（様式第1号）

- <添付書類> ・申請者（扶養義務者）の医療保険の被保険者証の写し
・扶養する学生の医療保険の被保険者証の写し
・扶養する学生の在学を証明する書類（在学証明書）
※学生証のコピー不可

② 吉備中央町学生生活応援給付金請求書（様式第3号）

- <添付書類> ・振込先の分かる通帳等の写し
※振込先は申請者（扶養義務者）と同一の方でお願いします。

※申請書様式は、教育委員会事務局、住民課、加茂川総合事務所、各支所、出張所、総合福祉センターにも準備しております。

5. 申請期間 令和2年9月15日（火）～令和2年11月30日（月）



【問い合わせ先】

〒716-1241

岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860-6

吉備中央町教育委員会事務局 教育総務班

TEL 0866-56-9191